

竹原市不妊検査費等助成事業のお知らせ

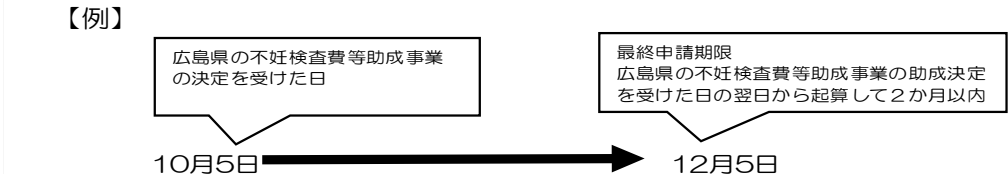
～不妊検査・一般不妊治療費を助成します～

竹原市へ申請する前に、広島県の不妊検査費等助成事業の申請をしてください

夫婦そろって不妊検査・治療を受けた場合、不妊検査の費用と薬物療法や人工授精を含めた一般不妊治療の費用を助成します。

*一般不妊治療とは体外受精や顕微授精を除く不妊治療のことをいいます。

○不妊検査費等助成事業制度の概要

対象者	夫婦が共に不妊検査・治療を開始した場合で、次のいずれにも該当する方 ●申請日において婚姻している夫婦（事実婚含む） ●申請日において夫婦のいずれか一方が竹原市内に住所を有する方 ●検査開始時点の妻の年齢が35歳未満の方 ●広島県の不妊検査費等助成事業の助成決定通知を受けた方 ●市税等を滞納していない方 ●広島県以外の自治体が不妊検査・一般不妊治療に対して実施する助成または補助を受けていない方
対象検査・治療	夫婦が受けた不妊症の診断・治療のための検査・一般不妊治療に係る費用（医療保険適用の有無は問いません） （例）タイミング療法、薬物療法、人工授精、男性不妊治療等 不妊検査・治療の開始から2年以内の費用
助成額	広島県の不妊検査費等助成事業助成決定通知書の助成額と同額
助成回数	一組の夫婦につき1回限り
申請期限	<u>竹原市へは、広島県の不妊検査費等助成事業の助成決定を受けた日の翌日から起算して2か月以内に申請してください。</u> ※広島県の不妊検査費等助成事業を申請された時点で、問合せ先まで連絡をお願いします 【例】 

申請書類など詳しくは竹原市ホームページをご確認ください。

〈問合せ先〉

〒725-0026 竹原市中央3丁目14番1号
竹原市健康こども未来課こども家庭支援係
（竹原市こども家庭センター）
電話：（0846）22-7160